

再意見書

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会長あて

平成 23 年 3 月 4 日

郵便番号

住所

氏名

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、以下のとおり再意見を提出します。

【意見の要旨】

ソフトバンク社の意見は、「サービスや料金の競争を否定」し、「独占市場に戻せ」と言っているのと同じです。その上で、「自分は何の努力もしない」（ただ乗り）のに、「自分の言い値で商売ができるように、行政権限を発動してほしい」、と言っているわけです。こんな虫のいい意見を、行政として取り上げる必要はないと思います。また、財政的にも、こんな「ばらまき」要望に込んでいる余裕はありません。我が国の競争政策・産業政策を、「サービス競争や料金競争を行政が規制（出る杭は打たれる）して、努力しない事業者でも生き残れるようにする」護送船団方式から、グローバルな競争原理である「努力した者が報われる」方式に転換しなければ、「日本再生」はできません。

【個別の意見】（括弧内はその要旨）

○料金水準について

【接続料金は、実際にかかったコストを反映したものにすべきです。】

したがって、ケイ・オプティコム社などの「実際費用方式で算定すべき」との意見に賛成です。ブロードバンドでは、電話の時代にはなかった、設備競争（光ファイバー・CATV・高速無線など）が、現実のものとなっています。これを、無にするようなことがあってはなりません。ソフトバンク社のように「何の努力もしない」者は、何の付加価値も創造しません。「努力してきた者が報われない」仕組みに戻せば、二度と競争（投資）しようとする者はいなくなります。そ

れこそ、競争政策の失敗です。

○乖離額調整制度について

【実際のコストを接続料金に反映するために必須の制度です。】

乖離額調整制度が、「実際費用方式」では認められ、「将来原価方式」では認められていないことが、そもそもおかしいと思います。特に、将来の需要予測は、競争や変化が激しいIT市場において、正確にできるわけがありません。そのことは、経済学者もいらっしゃる貴審議会が、3年前にNTT社に対して予測を上方修正するように命令を出されましたが、結果として見事にはずれてしまった事実が、実証しています。私は、貴審議会の予測に責任があると言いたいわけではありません。神様でも無理な話だからです。人智で可能なことは、「同じ過ちを繰り返さない」ために、制度を見直し、仮に「将来原価方式」を採った場合でも、実際にかかったコストを接続料金に反映させることです。

○需要予測について

【競争や変化が激しいIT市場において、需要予測が正確にできるわけがありません。光ファイバーは、既に10年以上の提供実績があるわけですから、徒労に終わる需要予測は行わずに、実際費用方式で接続料金を算定すべきです。】

また、需要予測の適正性の判断にあたって、「光の道構想」との関係を検証するとの記述がありますが、行政の政策目標は、行政自身がどう達成するのか、予算措置も含めて考えるべきであって、それを民営化した一企業に押し付けるのは、強く違和感を覚えます。ましてや、ソフトバンク社が、「自分では何の努力もしない」のに、他の企業の需要予測について「光の道構想が達成できない」などと喧伝するのは、論評にも値しない行為であると考えます。なお、以下は私の推察になりますが、我が国のブロードバンド利用率は既に2/3（光ファイバーの利用率は1/3）を超えています。通信業界の皆様には大変言いにくいのですが、残り1/3は「電話で十分、ブロードバンドは不要」と感じているユーザです。また、ブロードバンドユーザの半分くらいは、「ADSLやCATVで十分」、あるいは「無線（携帯）の方が使い勝手がいいから、光ファイバーなどは不要」と思っているユーザです。昨今、ブロードバンドサービスの高齢者への加熱した販売競争が新聞報道され、問題となっています。いくら競争によって、安くて良いサービ

スが登場したといっても、「その必要を感じない人」にとっては、「無駄なサービス」でしかありません。その意味で、現在の「光の道構想」は、ユーザ不在の議論であると感じています。

○分岐回線単位の接続料について

【これは、接続料の問題ではありません。自由競争をさせるのか、独占に戻すのか、競争政策の根本問題です。光ファイバーの共用を義務づけることは、サービスや料金の創意工夫(自由競争)を否定し、独占市場に戻すことを意味します。絶対に採るべき政策ではありません。】

ソフトバンク社の意見は、「IT立国＝日本再生」どころか、我が国を「破滅へと導く道」です。同社は、共用が、ユーザにとっても、国家にとっても、はたまた競争相手であるNTT社にとっても、「いいことづくめ」であると宣伝しています。しかし、本当にそうであるのなら、多額の上納金を支払ってiPhoneを独占販売しているように、どうして同社自身が共用する仲間を集めて、投資を積極化しないのでしょうか。答えは簡単です。NTT社を始め、他のほとんどの事業者が意見を表明しているように、共用は、サービス面で犠牲を強いられることに加えて、多額のオペレーションコストがかかるため、とても割に合わない投資になるからです。この3年間で、ソフトバンク社は、貴審議会に言い訳をするための技術実験しか行わなかったことが、まさにその証拠です。さらに、同社にとっては、貴審議会が、同社の口車に乗って共用を義務づけてくれれば、「何の努力もしない」で、NTT社やKDDI社などと同じサービスや料金が手に入る(ただ乗りができる)からです。「投資」よりも政治家や行政に対する「ロビー活動」に力を入れるのは、まさにこのためです。さらに言えば、共用は、自社で全くサービス開発努力や営業努力をしなくても、将来にわたってNTT社やKDDI社などと同じサービスや料金が提供できる(逆に言えば、他社が独自のサービスを提供するのを、合法的に妨害できる)ことを、保障してくれるのです。これは、まさに「競争の否定」、「護送船団方式」そのものです。また、「努力した者」と「努力しない者」が同じになる(努力した者が報われない)仕組みでは、活力ある社会はとても望めません。「ソフトバンク社は再生」するかもしれませんが、「日本は沈没」します。

○過疎地の分岐方式について

【これも、NTT社の接続料の問題ではありません。そもそも、現在、ADSLしかない地域ですから、NTT社を含めて民間企業が光ファイバーを建設・保有することは考えられません。したがって、「光の道構想」を掲げる行政自身が、光ファイバーあるいはその地域に適したCATV、高速無線などのブロードバンドインフラをどのように構築していくのか、という問題です。】

数年前に総務省の審議会あるいは研究会が、過疎地におけるインフラ整備のあり方を検討したレポートを公表されました。私が記憶しているところでは、その骨子は、①世帯密度の低い過疎地では、光ファイバーを整備するにしても、分岐方式よりも一芯方式のほうが、トータルコストは安い。②地域によっては、光ファイバーよりもCATVや高速無線の方が、安いし適している。というものだったと思います。関西ブロードバンド社などが、ソフトバンク社に呼応して、どうして急に分岐方式を要望されるようになったのか不明ですが、国民の視点からは、過疎地では、仮に光ファイバーを敷設するにしても、一芯方式で整備したほうが、使われる税金が少なくて済み、経済的だと思います。